



反差別国際運動 (IMADR)

〒106-0032 東京都中央区入船 1-7-1

松本治一郎記念会館 6 階

Tel: (03)6280-3101 Fax: (03)6280-3102

e-mail:imadr@imadr.org http://imadr.net

日本政府は普遍的定期審査 (UPR) に従い人種差別撤廃の行動をとらなくてはならない

プレスリリース

2017年11月20日

2017年11月14日、国連人権理事会は第3回目となる日本の普遍的定期審査 (UPR) を実施した。審査では、日本政府による報告に対して 106 の国と地域が評価と勧告を行った。そのなかでも、今回とくに顕著であったのは、人種差別をはじめ、日本における様々な形態の差別の問題に関する勧告が多数行われたことだ。11月16日に採択された日本審査の報告書には、全部で 218 項目にわたる勧告が含まれており、その数は 5 年前の第 2 回審査の数より大きく上回っている。

人種差別撤廃を旨とする反差別国際運動 (IMADR) は、オランダ、ボツワナ、ドイツ、など 10 カ国以上による包括的な差別禁止法の制定を求める勧告を歓迎する。そして、ロシア、グアテマラ、ウズベキスタンなど 8 カ国による人種差別に関する取り組みを促す勧告と、オーストラリア、マレーシアなど 5 カ国によるヘイトスピーチへの明確な対処を促す勧告を歓迎する。

日本では 2016 年にヘイトスピーチ解消法および部落差別解消推進法が制定・施行されたが、国際社会は日本には差別禁止法がないことに懸念を示し、包括的に取りくむよう強く促している。このことは、フィリピン、インド、フランス、チリを含む 30 カ国近い国が、差別や人権侵害の被害の救済を責務の一つとする独立した国内人権機関の設置あるいはその検討を促す勧告を行ったことにも示されている。国際社会は、人権の保護と促進のためには、包括的差別禁止法と独立した国内人権機関が不可欠なことを明白に認識している。

その他、今回の審査では、人種差別に対抗するための具体的措置に関する勧告が多数行なわれた。それらには「高校無償化」制度の差別なき適用、移住労働者権利条約の批准、技能実習制度における人権侵害の予防、アイヌ民族および琉球の人びとの権利保障、移住女性およびマイノリティ女性への暴力に関する適切な措置、「慰安婦」被害者への謝罪と賠償が含まれる。

反差別国際運動は世界の多数の国によるこれら勧告を日本政府が受け入れ、その実施に向けた措置を確実にとるよう求める。さらには、その実施において、マイノリティ・コミュニティをはじめとする市民社会との有意義な協力を確保することを要請する。

日本は国連人権理事会の人権理事国として立候補をし、最高水準の人権の促進と保護に努めることを宣言してきた。日本政府は UPR 勧告に基づいた具体的かつ効果的な措置を実施し、今こそ国内の人権基準を向上させるという世界に向けた約束を果たさなければならない。

プレス・リリース

日本はUPR勧告と向き合い、沖縄における人権侵害に終止符を打つための行動をとらなければならない

2017年11月17日

日本政府は、国連普遍的定期審査（UPR）において人権に対するコミットメントを表明し、国内の人権状況を改善するための措置を取らなければならない。沖縄国際人権法研究会（AOCHR）、反差別国際運動（IMADR）、フランシスカンズ・インターナショナルは、日本政府が沖縄における人権侵害に終止符を打ち、自由意思に基づき、事前でかつ十分な情報に基づく合意（FPIC）原則に則り、琉球・沖縄の人びとと協議することを強く求める。

日本にとって3回目となる2017年のUPRでは、前回のUPR勧告の実施の審査と懸案の人権問題が取り上げられた。日本政府は11月14日に報告書を発表し、前回の勧告に対して取られた措置を報告した。106カ国が発言をし、日本政府に対して質問や勧告を行なった。11月16日に採択された作業部会報告書では、日本は独立した国内人権機関の設置、ヘイトスピーチの根絶、先住民族の権利の保護および促進などについて勧告を受けた。

政府のUPRプロセスへの継続したコミットメントを歓迎する。しかし、琉球・沖縄の人びとの経済的、社会的、文化的権利の促進を勧告したペルーに対して、政府が回答を怠ったことについて強く懸念する。その他にも審査において包括的差別禁止法の不在および表現の自由についても主要な懸念として挙げられた。

琉球・沖縄の人びとの状況について国連自由権規約委員会および人種差別撤廃委員会（CERD）が同様の懸念を表明し、日本政府に対して勧告している。今回の審査において、ドイツ、オーストラリアを含む12カ国が包括的差別禁止法を制定するよう勧告した。琉球・沖縄の人びとも対象となるエスニック・アイデンティティーに基づく差別を含む差別禁止法の制定を日本政府に強く要請する。沖縄における表現の自由について、意見と表現の自由への権利の促進と保護に関するデビット・ケイ国連特別報告者が、沖縄での公共の抗議活動に対する過度な制限の疑いについて懸念を表明している。これらの懸念の詳細は今年6月に人権理事会に提出されたケイ特別報告者の日本公式訪問報告書に記載されている。

日本にある米軍施設の70%以上を負担する沖縄において、既存の米軍基地によって引き起こされる深刻な人権侵害に対して政府がなんら効果的な措置を講じていないことを憂慮する。最近の海兵隊の大型ヘリコプターの墜落や元海兵隊員による20歳の地元女性の強かんおよび殺人といった米軍関係の一連の事件は、住民の生存権や身体的および精神的健康への権利が深刻に侵害されていることを浮き彫りにしている。新たな米軍基地の建設によってより多くの深刻な人権侵害が引き起こされることを強く懸念する。

日本政府は、国連人権理事会の理事国になると自ら表明したことで、人権の促進と保護における最高水準を達成し維持することを宣言している。政府は市民社会と真摯に協議し、沖縄における深刻な人権侵害を防ぐための具体的措置をとり、日本の人権水準を改善しなければならない。

最後に、沖縄における人権侵害に終止符を打つために、琉球・沖縄の人びとの経済的、社会的、文化的権利の実現のための効果的措置を求めたペルーからの勧告を、日本政府が受諾するよう強く要請する。琉球・沖縄の人びととの有意義な協力を確実にを行うことを求める。

【プレス・リリース】第3回UPR日本審査で朝鮮学校に「高校無償化」制度を適用するよう求める勧告が初めて出されました

2017年11月14日、スイス・ジュネーブにおいて、国連人権理事会による日本政府に対する第3回UPR審査（普遍的定期審査）が行われ、同月16日、同審査にて各国から出された勧告がUPR作業部会によって採択されました。UPRとは国連における人権理事会の創設に伴い、国連に加盟する193カ国すべての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度です。

このたびの第3回審査においては、106の国と地域が218項目にわたる勧告を多数出すなか、初めて、「高校無償化」制度を朝鮮学校にも適用するよう求める趣旨の勧告が3つの国から出されました。

まず、ポルトガルが「すべての学校に「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が適用されることを確保せよ」と勧告しました。現在、各種学校認可を受けた外国人学校の中で朝鮮学校だけが同制度から除外されていることを考えると、ポルトガルによる勧告は事実上、同制度を朝鮮学校にも適用することを求めたものといえます。

また、オーストリアは「社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従い、マイノリティの子どもたちが差別なく教育への権利を享受することを確保せよ」と勧告しました。周知の通り、社会権規約委員会は2013年に、人種差別撤廃委員会は2014年にそれぞれ、「高校無償化」制度が朝鮮学校にも適用されることを確保するよう日本政府に勧告していることから、この勧告も、同制度を朝鮮学校にも適用することを求めているものと思われます。

さらに、朝鮮民主主義人民共和国は「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されるよう措置を取れ」と明示的に勧告しました。

これらの勧告に対して日本政府は、「朝鮮学校に在日朝鮮人が在籍するために不指定としたわけではなく、法令の趣旨にのっとり不指定とした。そのため、民族差別や教育権の侵害にはあたらない」と答弁しましたが、さる2017年7月28日の「高校無償化」裁判に関する大阪地裁判決で示されたとおり、日本政府による朝鮮学校への「高校無償化」制度の不指定処分は、政治的・外交的理由によってなされたものであることは明らかであり、日本政府は、すべての意思ある高校生等の学びを支援するという「高校無償化」法の趣旨にのっとり、一刻も早く朝鮮学校の生徒たちに「高校無償化」制度を適用すべきです。

つきましては、第3回UPR日本審査において、朝鮮学校にも「高校無償化」制度を適用するよう求める勧告が初めて出されたことについて報道をしていただけますよう、ご協力よろしく申し上げます。

国連人権理事会における第3回UPR日本審査で出された勧告抜粋

【先行未編集版、マイノリティの子どもの教育権関連、在日本朝鮮人人権協会仮訳】

146. 地方自治体の責任下にある学校も含め、国内のすべての学校に「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が適用されることを確保せよ。(ポルトガル)
147. 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面するすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。(パレスチナ)
151. 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従い、マイノリティの子どもたちが差別なく教育への権利を享受することを確保せよ。(オーストリア)
152. 「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されるよう措置を取れ。また、関連条約機関の勧告に従い、朝鮮学校への平等な取扱いを確保せよ。(朝鮮民主主義人民共和国)

2017年11月16日 在日本朝鮮人人権協会

〒110-0016 東京都台東区台東 3-41-10-3F

Phone: 03-3837-2820 Fax: 03-5818-5429 Web: www.k-jinken.net/

国連の条約機関と人権理事会における朝鮮学校差別問題に関する懸念と勧告（2008年～）

作成：在日本朝鮮人人権協会

◆第5回 自由権規約委員会総括所見 [2008年12月18日 最終版]

31. 委員会は、朝鮮学校に対する国の補助金が通常の学校に対するものよりも相当低く、そのため朝鮮学校は民間の寄付金に強く依存しているが、私立の日本人学校やインターナショナル・スクールとは異なり、朝鮮学校が免税対象外又は税金控除対象外であること、また、朝鮮学校の卒業証書が直接の大学入学資格として認められないことを懸念する。（第26条及び第27条）

締約国は、国による補助金を増大し、朝鮮学校への寄付を行う者に他の学校に寄付を行う者と同じ財政的な利益を与えることによって、朝鮮学校への適切な資金援助を確保し、朝鮮学校の卒業証書を直接大学入学資格として認めるべきである。

◆第2回 人種差別撤廃委員会総括所見 [2010年4月6日 最終版]

22. 委員会は、2言語を話す相談員や7言語で書かれた入学手引など、マイノリティ集団の教育を促進するために締約国が払ってきた努力を、評価をもって留意する。しかし、委員会は、教育制度のなかで人種主義を克服するための具体的なプログラムの実施についての情報が欠けていることに遺憾の意を表明する。さらに、委員会は、子どもの教育に差別的な効果をもたらす行為に懸念を表明する。そのような行為には、以下のものが含まれる。

(a) アイヌの子どもまたは他の民族集団の子どもが、自己の言語を用いた、または自己の言語についての、指導を受ける機会が十分にないこと。

(b) 締約国において、外国人の子どもには義務教育の原則が、日本が締約国である、本条約第5条、「児童の権利に関する条約」第28条、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第13条（2）に適合する形で全面的には適用されていないという事実。

(c) 学校の認可、同等の教育課程、上級学校への入学に関連する障害。

(d) 締約国に居住する外国人、韓国・朝鮮出身者の子孫および中国出身者の子孫のための学校が、公的支援、助成金、税の免除に関して差別的な取り扱いを受けていること。

(e) 締約国において現在、公立および私立の高校、高等専門学校、高校に匹敵する教育課程を持つさまざまな教育機関を対象とした、高校教育無償化の法改正の提案がなされているところ、そこから朝鮮学校を排除すべきことを提案している何人かの政治家の態度（第2条、第5条）。

委員会は、市民でない者に対する差別に関する一般的な性格を有する勧告30（2004年）に照らし、締約国に対し、教育機会の提供において差別がないよう確保すること、ならびに、締約国の領域内に居住する子どもが就学および義務教育の修了にさいして障害に直面することのないよう確保することを勧告する。この点に関して、委員会は、また、締約国が、外国人のための多様な学校制度の調査研究や、国の公立学校制度の枠外に設置された代替的な制度が望ましいかどうかの調査研究を行なうよう勧告する。委員会は、締約国に対し、マイノリティ集団が自己の言語を用いた、または自己の言語の指導を受ける十分な機会を提供することを検討すること、および、締約国がユネスコ教育差別禁止条約への加入を検討するよう求める。

◆第3回 子どもの権利条約委員会の総括所見 [2010年6月20日最終版]

72. 委員会は、中国系、北朝鮮系その他の出身の子どもを対象とした学校に対する補助金が不十分であることを懸念する。委員会はまた、このような学校の卒業生が日本の大学の入学試験を受けられない場合があることも懸念する。

73. 委員会は、締約国に対し、外国人学校への補助金を増額し、かつ大学入試へのアクセスにおいて差別が行なわれないことを確保するよう奨励する。締約国は、ユネスコ・教育差別禁止条約の批准を検討するよう奨励される。

87. 委員会は、締約国に対し、民族的マイノリティに属する子どもへの差別を生活のあらゆる分野で解消し、かつ、条約に基づいて提供されるすべてのサービスおよび援助に対し、このような子どもが平等にアクセスできることを確保するため、あらゆる必要な立法上その他の措置をとるよう促す。

◆第3回 社会権規約委員会の総括所見 [2013年6月10日最終版]

27. 委員会は、締約国の高校教育授業料無償化プログラムから朝鮮学校が除外されていることを懸念する。これは差別である。(第13条、第14条)

差別の禁止は、教育のあらゆる側面に全面的かつ即時的に適用され、また国際的に定められたすべての差別禁止事由を包含していることを想起しつつ、委員会は、高校教育授業料無償化プログラムが朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されることを確保するよう、締約国に対して求める。

◆第3回 人種差別撤廃委員会の総括所見 [2014年9月26日最終版]

朝鮮学校

19. 委員会は、在日朝鮮人の子どもたちの下記を含む教育権を妨げる法規定および政府の行為について懸念する。

(a) 「高校授業料就学支援金」制度からの朝鮮学校の除外

(b) 朝鮮学校へ支給される地方自治体の補助金の凍結または継続的な削減(第2条および第5条)

市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 30 (2004年)を想起し、委員会は、締約国が教育機会の提供において差別がないこと、締約国の領域内に居住する子どもが学校への入学において障壁に直面しないことを確保するという、前回の総括所見パラグラフ 22 に含まれた勧告を繰り返す。委員会は、締約国がその見解を修正し、適切に、朝鮮学校が「高校授業料就学支援金」制度の恩恵を受けることができること、および、地方自治体に対して、朝鮮学校への補助金の支給を再開しまたは維持するよう促すことを締約国に奨励する。委員会は、締約国が国連教育科学文化機関(ユネスコ)の教育差別禁止条約(1960年)への加入を検討するよう勧告する。

とくに重要な勧告

33. 委員会はまた、上記パラグラフ 11、19、21 および 23 に含まれている勧告がとくに重要であることに締約国の注意を喚起することを希望し、次回の定期報告書に、これらの勧告の実施のためにとった具体的措置に関する情報を提供するよう要請する。

◆国連人権理事会 第3回 UPR 日本審査での勧告 [2017年11月16日]

146. 地方自治体の責任下にある学校も含め、国内のすべての学校に「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が適用されることを確保せよ。(ポルトガル)

147. 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面しうるすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。(パレスチナ)

151. 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従い、マイノリティの子どもたちが差別なく教育への権利を享受することを確保せよ。(オーストリア)

152. 「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されるよう措置を取れ。また、関連条約機関の勧告に従い、朝鮮学校への平等な取扱いを確保せよ。(朝鮮民主主義人民共和国)

人権理

メデア独立確保を 日本に218項目の勧告採択

【ジュネーブ共同】約5年ぶりとなった国連人権理事会の対日人権審査では、特定秘密保護法などで萎縮しているといわれる日本の「報道の自由」を巡る問題が取り上げられた。作業部会は16日、日本に対して218項目からなる勧告を採択し、メデアの独立性を一層確保するよう求めた米國などの主張を盛り込んだ。

岡村善文・政府代表は勧告について「一つ一つ精査する」と述べる一方、従軍慰安婦や報道の自由の問題については個人的には何ら恥じる状況ではないとした。

民主主義国家が保護すべき重要な人権とされ、国連の場で懸念が示されることは「あまり名誉なことではない」(国連外交筋)。

11年の東京電力福島第1原発事故の対応が契機となった。情報公開の不十分さや、記者クラブ制度の閉鎖性が海外で「真相を隠しているのでは」との疑念を呼んだ。

言論と表現の自由に関する国連の特別報告者デービッド・ケイ氏は日本における言論・表現の自由の現状を調べるため16年春に訪日。日本政府が放送法を盾にテレビ局に圧力をかけていると批判した。日本政府は反論したが、対日審査で日本メデアの問題が取り上げられるペースとなった。

「報道の自由」を巡る問題は16日、日本に対して218項目からなる勧告を採択し、メデアの独立性を一層確保するよう求めた米國などの主張を盛り込んだ。

岡村善文・政府代表は勧告について「一つ一つ精査する」と述べる一方、従軍慰安婦や報道の自由の問題については個人的には何ら恥じる状況ではないとした。

11年の東京電力福島第1原発事故の対応が契機となった。情報公開の不十分さや、記者クラブ制度の閉鎖性が海外で「真相を隠しているのでは」との疑念を呼んだ。

言論と表現の自由に関する国連の特別報告者デービッド・ケイ氏は日本における言論・表現の自由の現状を調べるため16年春に訪日。日本政府が放送法を盾にテレビ局に圧力をかけていると批判した。日本政府は反論したが、対日審査で日本メデアの問題が取り上げられるペースとなった。

岡村氏は対日審査について「日本の素晴らしい憲法の下で自由と人権が保障されていることを国際社会に示す良い機会になった」と強調。一方で、日本人が認識しにくい労働環境や女性の問題などで他国の見方を聞くことができたとした。

朝鮮学校の無償化除外 「平等な扱い」求め

218項目にわたる日本政府への勧告には、高校無償化制度の対象から唯一除外されている朝鮮学校に制度を適用するよう求めるものも盛り込まれた。

16日に採択された勧告は「すべての学校に無償化制度を適用せよ」「社会権規約委員会と人種差別撤廃委

員会の勧告に従い、マイノリティの子どものための教育権を差別なく確保せよ」「関連条約機構の勧告に従い、朝鮮学校への平等な扱いを確保せよ」などと求めらる。朝鮮学校の排除を差別と批判し、是正を求めた2013、14年の国連社会権規約委員会、人種差別撤廃

委員会の勧告を無視する日本政府への非難を含めた内容となっている。

14日の日本審査会合ではボルトガル、パレスチナ、オーストリア、北朝鮮が制度適用や教育権確保に言及。これに対し日本政府は「法令の趣旨にのっとった判断。民族差別や教育権の侵害にはあたらない」と答弁していた。

人権理は来年2、3月の会合で日本の判断を反映した最終勧告を採択する予定だが、法的拘束力はない。

14日の作業部会の会合で発言した106カ国・地域のうち、報道の自由に関して触れたのは少なくとも4カ国。言論・表現の自由は、

人権NGOが参加した10月の事前会合で、朝鮮学校

が置かれた現状を各国に説明した。在日朝鮮人人権協会の朴金優綺さんは「すべての子どもたちの学びを支援する無償化法の趣旨に反し、政治的理由で朝鮮学校を排除しているのは国際社会の目からも明らか。これまでの勧告に従っていないことを踏まえた勧告を強く受け止め、速やかに制度を適用すべきだ」と話している。

(石橋 学)

国連人権理事会、UPR審査で日本国内の人種差別に対し多くの勧告

1. 2017年11月14日、国連人権理事会において日本政府に対する第3回UPR審査（Universal Periodic Review / 普遍的定期的審査）が実施された。

UPRは、国連における人権理事会の創設（2006年）に伴い、国連加盟国（193ヶ国）全ての国の人権状況を普遍的に審査する枠組みとして盛り込まれた制度であり、国連憲章、世界人権宣言、当該国が締結している人権条約、自発的誓約、適用されうる人権法を基準に審査されるものである。

UPR審査は、(i)被審査国が国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）に宛てて提出する報告書、(ii)OHCHRが被審査国に関する国際条約機関及び特別手続による報告並びに関連する国連公用文書を編集した文書、及び、(iii)OHCHRがNGO等UPR関係者により提出された信憑性と信頼性のある情報を要約した文書、の3つの文書を基礎として行われる¹。今回の審査では、日本国政府は2017年8月に報告書を国連に提出しており（ただし、報告書公開は10月）、各NGOもそれぞれの問題意識を記した文書をOHCHRに提出していた。

民団人権擁護委員会は、UPR審査の事前準備のための情報提供として、民族的マイノリティの権利の否定、人種差別禁止法の不在、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム、永住外国人の地方参政権の欠如、公務就任権の制限などの在日コリアンが直面する問題に関する報告書を2017年3月にOHCHRに提出したほか²、民団人権擁護委員会委員をジュネーブ現地に派遣する等して、今回のUPR審査に関心を寄せてきた。

2. 2017年11月14日の日本政府に対する審査においては、人種差別を含む包括的な差別禁止法の制定（オランダ、ノルウェー、ドイツ等）や、ヘイトスピーチに対するさらなる対策の実施（オーストラリア、メキシコ、韓国等）について多くの勧告が出された³。

この点、日本政府は、第3回報告書において、人種差別に関しては、「全ての形態の直接的・間接的差別の禁止(勧告35、64)に関し、我が国では公共性の高い分野等では関係法令により広く差別の禁止が規定されている。憲法第14条第1

¹ これらの文書は以下のウェブサイトから閲覧することができる。

<http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/UPR/Pages/IPIndex.aspx>

² 民団がOHCHRに提出した報告書については以下のウェブサイトより閲覧することができる。

<https://uprdoc.ohchr.org/uprweb/downloadfile.aspx?filename=4328&file=EnglishTranslation>

³ 本日発言された勧告は、トロイカ国（ベルギー、トーゴ、カタール）により、書面化されてジュネーブ時間の16日に配布・公開される予定です。

項において、不合理な差別を禁止している」とし（パラグラフ 51）、ヘイトスピーチに関しては、2016年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下、ヘイトスピーチ解消法）により対策が取られているとする（パラグラフ 55）。

しかしながら、今年3月に発表された法務省の「外国人住民調査報告書」に見られるように、日本における外国人住民は、今なお入居差別・就職差別などに苦しんでいる。また、ヘイトスピーチ解消法施行後、ヘイトデモの回数、参加者数は減少する等一定の効果は出ているものの、インターネット上のヘイトスピーチは依然として猖獗を極めている。

このように、ヘイトスピーチ解消法の成立は見たものの、依然としてヘイトスピーチ（特にオンライン上のもの）への実効的な対処は図られていないこと、ヘイトスピーチに留まらない構造的な人種差別の問題に対する法的対処が図られていないことが、今般の人種差別・ヘイトスピーチに関する勧告につながったといえる。

3. 今回のUPR審査を経て出された勧告は、国連加盟国が、国際人権規約等に照らした厳正な検討を行った上で表明されたものであり、民団人権擁護委員会はこれに歓迎の意を表す。

東京オリンピックを控えて、法務省は「人権大国・日本の構築」を謳っているが、人種差別に対処するための法的枠組みを欠いたまま、**「人権大国」の実現は不可能である。**

日本政府は、UPRにおいて各国から出された勧告、とりわけ、人種差別に関する勧告を受け入れ、速やかに多文化共生社会の実現に向けた具体的施策に反映させるべきである。

以上

民団人権擁護委員会

担当連絡先：民団生活局

電話：+81-3-3454-4916

メール：seikatsu@mindan.org

国連人権理事会、UPR審査の結果文書を採択

30 カ国が人種差別を含む差別の撤廃に向けた施策を勧告

2017年11月14日、国連人権理事会において日本政府に対する第3回UPR審査（Universal Periodic Review / 普遍的定期的審査）が実施され、審査の結果文書は、11月16日に採択された。

民団人権擁護委員会は、既に、11月14日付で、第3回UPR審査を受けたプレスリリースを公表し（11月14日付プレスリリース「国連人権理事会、UPR審査で日本国内の人種差別に対し多くの勧告」）、「依然としてヘイトスピーチ（特にオンライン上のもの）への実効的な対処は図られていないこと、ヘイトスピーチに留まらない構造的な人種差別の問題に対する法的対処が図られていないことが、今般の人種差別・ヘイトスピーチに関する勧告につながった」と評価してきた。

この度、審査の結果文書が採択されたことを受け、民団人権擁護委員会は、人種差別の禁止・撤廃に向けた対策を求める勧告、及び、ヘイトスピーチへの対策の強化を進める勧告の和訳を作成した（別添資料参照）。

11月14日のUPR審査では、106の国が日本政府に対して合計218の勧告を出している。人種差別を含む差別の撤廃に向けた施策を勧告した国は30カ国にのぼる（別添資料参照）。とりわけ、オランダ、ノルウェー、ドイツ等14カ国が包括的な差別禁止法の制定を勧告している他、オーストラリア、ロシア等8カ国が勧告においてヘイトスピーチに言及するなど、世界のあらゆる地域において、多くの国が日本における人種差別・ヘイトスピーチの問題に懸念を示していることが明らかにされた。

今回のUPR審査を経て出された勧告は、国連加盟国が、国際人権規約等に照らした厳正な検討を行った上で表明されたものであり、民団人権擁護委員会はこれに対して改めて歓迎の意を表す。

日本政府は、今後2018年3月に行われる国連人権理事会までの間に、今回出された勧告の受け入れの可否を決めることになる。日本政府は、UPRにおいて各国から出された人種差別及びヘイトスピーチに関する勧告を受け入れ、速やかに多文化共生社会の実現に向けた具体的施策に反映させるべきである。

以上

担当連絡先：民団生活局

電話：+81-3-3454-4916

メール：seikatsu@mindan.org

(別添資料)

UPR 審査において出された人種差別・ヘイトスピーチに関する勧告

人種差別撤廃委員会に、個人の通報を受理し検討することができる権限を認めるよう検討すること（カザフスタン）

雇用及び職業に関する ILO111 号条約の批准を検討すること（カーボベルデ）

パリ原則に従った国内人権機関を設立し、外国人に対するあらゆる形態の差別を撤廃すること（スーダン）

偏見と差別的言動をなくすため、差別禁止法や差別禁止の基準の適用について、公務員に対して効果的なトレーニングを提供すること（バングラデシュ）

人種差別の表現を撲滅するための、立法上及び実務上の様々な措置を採ること（ロシア）

女性に対する暴力の原因となるステレオタイプを排除する法律の制定と共に、市民でない人に対するあらゆる形態の差別を禁止し、抑止するための法的措置を採ること（マダガスカル）

女性、非嫡出子、民族的若しくは国民的マイノリティ、又は、LGBTI に対する差別的な法律上の規定を削除し、ヘイトスピーチを明確に禁止し、合意されていない性的行為を処罰すること（メキシコ）

年齢、性別、宗教、性的指向、民族性又は国籍に基づくものを含む、あらゆる形態の直接的又は間接的な差別を禁止するため、差別の包括的な定義を含む広範に適用可能な差別禁止法を制定すること（オランダ）

ヘイトスピーチを効果的に処罰することを含む広範に適用可能な差別禁止法を制定するよう、法律を改正すること（シエラレオネ）

年齢、性別、宗教、性的指向、及び、民族性に基づくものを含め、差別を禁止する法律を制定するとともに、男女平等を確保するために必要なその他の措置を取ること（ノルウェー）

差別禁止法の実施を改善するためのプロセスを継続すること（コートジボワール）

年齢、人種、性別、宗教、性的指向、民族的出身または国籍に基づく、あらゆる形態の直接的または間接的な差別を禁止し、制裁する包括的な差別禁止法を制定し、実施すること（ドイツ）

日本の憲法第 14 条第 1 項に基づき、特に外国人に対する差別をはじめとするあらゆる形態の差別を禁止する法律を制定すること（ハイチ）

性的指向及び性自認に基づく差別を含め、国際的な義務及び基準に従い、差別を解消するための包括的な立法を制定すること（ホンデュラス）

幅広く適用可能な差別禁止法を制定すること（イラク）

被害者を保護するための適切かつ相当な処罰規定が規定された差別禁止法を制定すること（ケニア）

包括的な法律の制定や意識啓発キャンペーンの実施を含む、あらゆる種類の差別を防止し、撤廃するための努力を強化する（イタリア）

様々な先住民族と協議することを含め、マイノリティーや先住民族への差別を避け、防止するための措置の実施を継続し、深化させる（パラグアイ）

性別、民族性、皮膚の色、性的指向、性自認といったあらゆる形の差別に反対するための行動を引き続き進めること（コロンビア）

性的指向や性自認を理由とするものを含め、あらゆる理由に基づくあらゆる者への差別に対して、平等な保護を提供する包括的な差別禁止法を導入すること（アイルランド）

差別を制裁する適切な法律が効果的に適用され、全ての差別の申立事案が調査されることを含め、人種や国籍を理由とする市民でない者に対する差別と戦うための努力を続けること（ガーナ）

人種差別主義的又は外国人嫌悪主義的な言説を禁止するための努力を強化する（サウジアラビア）

人種的優位性、人種的憎悪、ジェンダーステレオタイプを含め、あらゆる形態の差別を撤廃するための効果的な措置を取り続けること（ウズベキスタン）

出身地が異なる人を含め、あらゆる形態の差別を撤廃するための措置の実施を継続すること（キューバ）

人種差別を撤廃するために適切な措置が実施され、法律が効果的に適用されること（グアテマラ）

人種や国籍に基づいて、市民ではない人の公共の場所や施設へのアクセスからの排除を撤廃するための適切な措置を取ること。これには、法律の効果的な適用や、そのような行為への制裁が含まれる（イラン）

国内法に人種差別の適切な定義を取り入れることを含め、人種差別に対してより積極的な政策を実施すること（キルギスタン）

人種差別撤廃条約に従って人種差別を適切に定義することを含め、人種差別についての包括的な法律を制定すること（ボツワナ）

人種、民族性、性的指向、及び、性自認に基づく差別を禁止する法律の制定を含め、マイノリティの権利を保護し、ヘイトスピーチに効果的に対処するための更なる措置を取ること（オーストラリア）

学校での教育と意識啓発プログラムを通じて、この問題に対して適切に資源を投入すること等を通じて、差別とヘイトスピーチの問題に引き続き対処すること（マレーシア）

在日コリアンに対する差別やハラスメントを容認するすべての政策や規制をすべて撤廃すること（朝鮮民主主義人民共和国）

あらゆる形態の暴力を訴追し制裁を加え、被害者が救済と保護の手段にすぐにアクセスできるよう確保することにより、外国人女性、マイノリティ女性、及び先住民族女性に対する暴力に効果的に対処するために適切な措置を講ずること（イラン）

国連の人権条約機関によって出されたヘイトスピーチに関する勧告をすべて十分に考慮すること（韓国）

人種差別を含む差別の撤廃に向けた施策を勧告している国（30カ国）

（※は差別一般について勧告）

オランダ、ドイツ、ノルウェー、オーストラリア、メキシコ、ロシア、韓国、サウジアラビア、スーダン、マダガスカル、シエラレオネ、ハイチ、パラグアイ、コロンビア、ガーナ、ウズベキスタン、キューバ、グアテマラ、イラン、キルギスタン、ボツワナ、朝鮮民主主義人民共和国、イタリア（※）、アイルランド（※）、マレーシア（※）、コートジボワール（※）、ホンデゥラス（※）、イラク（※）、ケニア（※）、バングラデシュ（※）

新たな差別禁止法の制定に言及している国（14カ国）

マダガスカル、オランダ、シエラレオネ、ノルウェー、コートジボワール、ドイツ、ハイチ、ホンデュラス、イラク、ケニア、イタリア、アイルランド、ボツワナ、オーストラリア

ヘイトスピーチに言及している国（8カ国）

オーストラリア、メキシコ、マレーシア、ロシア、韓国、シエラレオネ、サウジアラビア、ウズベキスタン